



監 査 報 告

公益財団法人厚木市環境みどり公社
理 事 長 相 澤 正 利 様

2019年 4 月 22 日

公益財団法人厚木市環境みどり公社

監 事 小 菅 英 顕 

監 事 石 舩 勝 弘 

私たちは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行及び計算書類等の監査をいたしました。監査の方法及びその内容と監査意見について、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、その職務を適正に遂行するために理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査をいたしました。

(1) 理事の職務の執行の監査について

理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 計算書類等の監査について

会計帳簿並びに関係書類の閲覧し、その他必要と思われる監査手続きを用いて、事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (2) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく報告しているものと認める。
- (3) 計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財務状態及び正味財産の増減の内容の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。